建設工事に関連する業務委託に係る最低制限価格の設定について

本市では、平成23年度から建設工事に関連する業務委託について最低制限価格制度を導入していますが、その適用対象業務について下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

記

(1) 最低制限価格制度の対象とする業務

建築設計、測量、地質調査、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント 業務、土木施設(道路・河川・公園等)維持管理業務

ただし、予定価格の算定にかかる積算基準(単価や歩掛)がなく、その大部分を参考見積によらなければならない計画策定や調査業務については対象外とします。

(2) 対象業務の明示

最低制限価格制度の対象とするか否かについては、個々の入札公告又は指名 通知に明示します。

(3) 最低制限価格の算定方法及び公表について

最低制限価格の算定方法については、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に準じています。

また、最低制限価格は、落札決定後に公表します。

(4) 適用開始日

令和元年9月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用します。